

作業部会において報告した「ビジネスと人権」に関する行動計画に係る
各府省庁の実施状況の概要

令和4年2月末時点

(内閣府)

- 子どもの権利の保護・促進に関して、インターネット利用環境の改善、例えば、4割程度に留まっているフィルタリングの利用率を引き上げるための普及啓発を実施している。具体的に申し上げますと、地方公共団体や民間団体と連携しながら、学生や保護者、教職員や民間企業を対象としたフォーラムを各地で開催している。
- 事業者による合理的配慮の提供の義務化等を内容とする改正障害者差別解消法が昨年6月に公布されたことから、障害者政策委員会において政府全体の方針となる「基本方針」の改定に係る審議を進めていただいているほか、合理的配慮等を紹介するポータルサイトの準備等の周知啓発に係る取組など、施行に向けた準備を進めている。
- 女性活躍に資するワークライフバランスを、公共調達を通じて後押しするため、各府省等が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う際の入札において、女性の活躍や子育て等をサポートする企業を加点評価する取組を行っているところ。しかし、取組状況をみると、令和元年度は、金額・件数ともに全体の3割程度の実施率に留まっているため、その運用状況に係る実態を把握した上で、今年度末の実施要領の改正等につなげていきたいと考えている。各府省とも、実施率の向上にご協力を頂きたい。

(警察庁)

- 人権を著しく侵害する極めて悪質な行為である児童の性的搾取等の取締りを行っていくとともに、その予防のための広報啓発等に取り組んでいる。
- 他省庁とともに、外国人材の受入等についても、警察庁としても対応している。

(金融庁)

- 外国人人材の受入・共生や共生社会の実現に向けた外国人材の受入の環境整備と充実・推進について、金融庁では外国人顧客に対する金融サービスの利便性の向上に向けて、預金取扱金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組をより一層推進するべく、金融機関の外国人顧客対応を行う取組において留意すべき事項、取組の好事例をホームページに公表している。すべての金融機関に一律の対応を求めるものではないが、各金融機関の取引顧客層、地域の特性を踏まえて、顧客の目線に立って、継続的にそういった取組を積み重ねることが重要であると考えている。
- 引き続き、金融庁としても、行動計画の実践に向けて取組んで参りたいと考えている。

(消費者庁)

- エシカル消費については、消費者教育の一環として、サステナブルファッションの推進など、地域の活性化や雇用などを含む人・地域・社会・環境に配慮した消費行動の普及に取り組んでいる。
- 消費者志向経営については、「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」を向上させる経営と定義し、事業者の優良な取組の表彰を毎年実施している。
- 救済へのアクセスに関する取組として、公益通報者保護法を運用している。同法の改正法が本年6月に施行され、中小企業を除く事業者には内部公益通報対応体制の整備が義務付けられる予定であり、事業者の取るべき措置に関する指針とその解説を作成・公表した。

(総務省)

- 2020年9月に、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」をとりまとめた。その中の取組の1つとして、法務省と協力して実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進している。
- 相談対応の充実といった体制整備として、一般利用者から相談を受付け、具体的な削除要請についての的確なアドバイスを行う違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体

制強化を行っているところである。

- インターネット上の誹謗中傷に関しては、プロバイダ責任制限法を昨年改正し、発信者情報開示について新たな裁判手続きを創設する等の制度的見直しを行っている。

(法務省)

- 策定された行動計画に基づいて、各種施策の実行に努めている。一例を紹介すると、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、企業関係者等を対象とした各種シンポジウムの実施、啓発動画・冊子の作成・配布といった活動を行っている。
- 救済へのアクセスを確保するという観点から、民事裁判手続のＩＴ化や人権相談等を通じた人権侵害の予防及び被害の救済等の各施策に取り組んでいる。
- 引き続き、省内の関係部局と密に連携をして、行動計画に掲げられた施策を着実に実行してまいりたい。

(外務省)

- 行動計画の周知活動として、外務省ウェブサイト「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを設置、広報資料作成、国際会議や国内関連セミナーで発信。
- 国際機関への拠出を通じ、途上国での責任ある企業行動の実施につなげるべく、途上国政府の意識向上や制度構築を支援する（令和３年度補正予算案件）。

事業概要としては、以下のとおり。

- ◆ 国連機関等（ＵＮＤＰ・ＯＥＣＤ）への拠出を通じ、対象国政府に対する「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定や対象国間での知見の共有等を通じ、責任ある企業行動実現に向けた取組を促進。
- ◆ 日本企業のサプライチェーンにまたがる幅広い途上国におけるサプライチェーン上の人権リスクの調査や研修等を通じ、海外進出先等における日本企業等の対応能力を向上。

- 開発協力の分野では、JICA が「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を制定し、同ガイドラインに基づき環境社会配慮を実施している。国内外のステークホルダーから幅広く意見を聴取の上、2022 年 1 月に改正した当該ガイドラインを公布済み。2022 年 4 月以降に相手国から要請を受けた事業については改正後のガイドラインが適用される予定。また、JICA による国内外での関連取組を通じ、開発途上国における「ビジネスと人権」関連課題に係る情報の収集・分析や、途上国政府、現地・日本企業、市民等への啓発・発信を促進するとともに、政府開発援助（ODA）による知見やネットワークを活用し、地方公共団体等が進める取組を側面支援している。
- 関係機関との協力の下、セミナー等を通じ、OECD 多国籍企業行動指針の周知を行っている。また、日本 NCP を構成する 3 省庁の連携強化や、政労使で構成される日本 NCP 委員会等を通じたステークホルダーからの意見の聴取を行い、適切な機能を果たすよう取り組んでいる。

(財務省)

- 研修・周知に関して、昨年 10 月に財務省本省職員を対象とした人権研修を開催しており、その中で行動計画の策定について周知を図った。
- 財務省所管団体等に関しても、行動計画の周知を図っている。
- 公共調達では、障害者就労施設からの調達において、令和 2 年度の物品・役務の競争契約の実績額が前年度実績を上回った。
- 開発金融の分野においては、JBIC が「環境社会配慮確認のための JBIC ガイドライン」を策定しており、融資等に関して、そのガイドラインに基づいて取組を進めているほか、産業界や NGO 等のステークホルダーから幅広く意見を聴取するコンサルテーション会合を開催する等して、ガイドラインの見直しに取り組んでいる。

(文部科学省)

- 文部科学省では人権教育の推進のため、各都道府県の教育委員会の人権教育担当指導主事（学校現場の先生方にそれぞれ専門分野について指導・助言を行う立場の教育委員会職員）を対象に、毎年連絡協議会を主催している。直近では、昨年の 9 月に本連絡協議会を開催した際に、「ビジネ

スと人権に係る行動計画」も含む人権課題について、周知・説明を行った。

- このような取組を通じて、引き続き、教育現場に対する「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知等を図って参りたい。

(厚生労働省)

- ビジネスと人権について、国内においては働き方改革の推進を通じて、ディーセント・ワークの推進、ハラスメント対策の推進、女性活躍の推進、障害者雇用の促進等、幅広く対応を実施している。
- 国外においては、ILOへの拠出を通じてグローバルサプライチェーンにおける児童労働の問題や労働者のディーセント・ワークの実現に向けて、開発協力事業の実施を行っている。

(農林水産省)

- 農業・漁業・食品製造業・外食産業について、予算事業を実施して、外国人が働きやすい環境整備のための相談窓口を実施している。
- 食品製造業が輸入するパーム油やカカオ豆について、持続可能な調達を促進する観点から、原料の主要輸出国における生産・流通の状況と海外の先進企業事例の調査を予定している。
- 食品製造業の中でも先進的な企業については、既に持続可能な調達ガイドラインを制定しているが、本問題への関心を食品産業全体に広げていきたいと考えている。

(経済産業省)

- 企業における人権尊重の理解促進、意識向上に向けてセミナー、講演等の周知啓発活動を実施。人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、救済メカニズムの構築など企業に期待される取組について、中小企業も含め企業への浸透に努めている。
- 昨年9月～10月には、外務省とともに行動計画のフォローアップとして、上場企業等を対象にアンケート調査を実施し、企業の取組状況把握にも取り組んでいる。アンケートでは、約7割が人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施しているとの結果もでた。ま

た、人権尊重経営を実践する上での手法が確立されていないとの回答や、十分な予算を確保できないという回答も多数寄せられており、まだまだ実践上の課題が多いことも分かった。

- 引き続き、企業への周知啓発活動に努めながら、アンケートの結果を踏まえて、必要な取組について、関係府省庁の皆様と議論しながら、前進させていきたいが、特に、サプライチェーン上の人権尊重のためのガイドライン策定については、ガイドラインについての検討会を立ち上げ、夏頃までのとりまとめを目指したい。

(国土交通省)

- 行動計画の周知について、183ある業界団体を通じて、各企業の行動計画に対する周知・理解を深めている。
- 子どもの権利保護の関係について、旅行業者等に対して、観光庁及び運輸局等による立入検査等を実施し、児童買春等の不健全旅行に関与しないよう、指導を行っている。
- ユニバーサルデザイン社会の実現について、これまでは主に施設・車両のバリアフリーの観点から政策を推進してきたが、新たに心のバリアフリーにも力を入れている。令和2年に国土交通省が実施したアンケート調査によれば、24%しか心のバリアフリーに関する理解が深まっていないという現状を踏まえて、これを50%に引き上げていくという目標値を設定し、これを実現するために取り組んでいる。
- 公共調達における建設業の働き方改革について、公共工事の品質確保に関する法律及び建設業法等の関連法規に基づいて、様々な機会を通じて事業者への理解を訴えているところである。

(環境省)

- 人権分野にも大きく絡む、環境分野におけるデュー・ディリジェンスについて、OECDガイドランスを参考に、バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門を2020年8月に公表している。
- 環境デュー・ディリジェンスの理解促進につながるよう、企業の取組のヒアリング、各国の動向調査を実施しており、今年度も3月にセミナーを開催予定である。今後とも環境デュー・ディ

リジェンスの実施に取組もうとしている事業者を後押しして参りたいと考えている。

参考：「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」公表後の取組

- ◆ 令和3年2月「環境デュー・ディリジェンス普及セミナー」の開催
- ◆ 環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集 令和3年3月
- ◆ 環境デュー・ディリジェンス関連の海外法規制やガイダンスに関する最新動向 令和3年3月

(防衛省)

- 企業活動における人権尊重の取組が重要性を増す中、防衛に関連する3つの業界団体に対して、行動計画に関する連絡窓口設置について周知し、会員企業に意識向上に向けた啓発を依頼した。
- 各省庁共通の取組として、公共調達分野について女性の活躍やワークライフバランスの取組を評価する仕組みの導入や、障害者就労施設からの物品調達の推進といった取組を行っている。
- 行動計画について職員に周知徹底、意識向上を図るため、調達関係業務に従事している担当者向けの研修に、ビジネスと人権に係る内容を取り扱うべく検討を進めている。